

再チャレンジプログラム 第2回

弁護士 春田 尚純

第1 行政救済法

1 訴訟の種類

- (1) 抗告訴訟 (3 条)
- (2) 当事者訴訟 (4 条) → 仮の地位の仮処分 (民事保全法 23 条 2 項)
- (3) 民衆訴訟 (5 条)
 - ① 選挙訴訟 (公職選挙法 202～204 条)
 - ② 住民訴訟 (地自法 242 条の 2)

2 抗告訴訟 1～取消訴訟～

(1) 処分性 (3 条 2～3 項)

ア 定義・要件

イ 考慮要素 (あてはめでこれらの充足性を検討する。野呂基準)

ウ 検討順序

エ 各論

① 公権力性

《定義》

《判断》

《判例》

(1) 私法上の行為

(2) 内部手続

② その他の要件

(1) 法律の見解の表示

(2) 規範定立

(3) 内部的行為 (通達等)

(4) 中間段階の行為 (一連の段階を経て行政過程が進行する場合の中間段階の行為)

(2) 原告適格 (9 条)

ア 定義

イ 考慮要素 (行政事件訴訟法第 9 条 2 項)

ウ 論証

・「法律上の利益」(9 条 1 項) の意義

(3) 訴えの利益

ア 定義

イ 判断基準

ウ 判例

(1) 処分の法効果の完了・消滅

(2) 処分後の事情の変化

<論点>

- ・事業の完了と訴えの利益（建築確認）
- ・土地改良事業完了後の原状回復義務（土地改良事業の完了）

(4) 被告適格（11 条。条文問題）

ア 意義・原則

イ 趣旨

(5) 管轄（12 条。条文問題）

<原則>

<例外>

(6) 不服申立前置（8 条）

ア 趣旨

イ 内容

(7) 出訴期間（14 条）

<趣旨>

<規定>

1 項 ・「知った日」の意義

2 項

3 項

(8) 訴訟終了の効果（31 条～33 条）→特に判決の種類

7. 事情判決（31 条 1 項）

趣旨

要件

効果

3 無効等確認訴訟（3条4項）

<意義>

<訴訟要件>

<本案要件>

4 不作為の違法確認訴訟（3条5項）

<訴訟要件>

① 処分性

② 原告適格（3条5項、37条。処分・裁決についての「法令に基づく申請」をしたこと）

③ 訴えの利益

<本案要件>

※この訴訟の存在意義？

5 義務付け訴訟（3条6項）

(1) 非申請型義務付け訴訟（3条6項1号、37条の2）

<訴訟要件>

<効果>

(2) 申請型義務付け訴訟（3条6項2号、37条の3）

<訴訟要件>

<効果>

6 差止訴訟（3条7項、37条の4）

<訴訟要件>

<本案要件>

7 執行停止（25条～29条）～取消訴訟・無効確認訴訟における仮の救済～

(1) 執行不停止の原則（1項）

<定義>

<趣旨>

(2) 執行停止（2項～）

<対象>

<要件>

<効果>

☆「重大な損害」の判断方法（2項本文）in 非申請型義務付け訴訟・差止訴訟・執行停止

8 仮の義務付け・差止め（37条の5）～義務付け訴訟・差止訴訟における仮の救済～

<趣旨>

<要件>

9 当事者訴訟等

(1) 当事者訴訟（4 条、39 条～41 条）→仮の救済 仮の地位の仮処分（民事保全法 23Ⅱ）

<意義>

<類型>

① 形式的当事者訴訟（4 条前段）

② 実質的当事者訴訟（4 条後段）

《要件》

<効果>

第2 民事訴訟法

1 処分権主義 (UNIT7)

<定義>

<根拠>

<趣旨>

<機能>

<論点>

(1) 一部認容判決

ア. 給付訴訟

- ・一部認容判決の可否

↓ あてはめ

- ・1000万円の請求に対して500万円の請求をなす場合
- ・現在給付の訴えに対する将来給付判決の可否
- ・賃借権存在の確認訴訟において原告の主張よりも低額の賃料の定めのある賃借権確認
- ・賃貸借契約における「正当事由」と立退料

イ. 各種債務不存在確認訴訟

- ・債務不存在確認訴訟の訴訟物
- ・全部不存在確認請求 (典型パターン)
- ・債務の上限を明示する一部不存在確認請求 (典型: 100万円の内30万円を超えて不存在)

(2) 一部請求と残部請求

ア. 明示説に関する論点

- ・一部請求後の残部請求の可否

↓ あてはめ

- ・後遺症による損害賠償請求
- ・一部請求と時効中断
- ・基準時後の事情変更

イ. 一部請求と相殺の論点

- ・一部請求と過失相殺

2 訴えの利益 (UNIT5)

<定義>

<趣旨>

<要件>

<類型>

① 給付の訴えの利益 = 債務名義の取得の必要性!

原則 訴えの利益あり (∵ 履行期到来済みの給付請求権の存在を主張するものだから)

例外 将来給付の訴え (135条)

② 確認の利益 (後述)

③ 形成の訴えの利益

☆確認の利益

<定義>

<趣旨>

<要件>

(1) 対象選択の適否（当該訴訟物が紛争解決に有効かどうか）

原則 例外

(2) 即時確定の利益

(3) 方法選択の適否

3 二重起訴の禁止（UNIT1）

<趣旨>

<要件>

<効果>

<論点>

(1) 債務不存在確認訴訟と給付訴訟と二重起訴の禁止の関係

7. 先に債務不存在確認訴訟が提起された場合※

4. 先に給付訴訟を提起された場合

(2) 債務不存在確認訴訟提起後に給付訴訟の反訴がある場合の処理

(3) 相殺の抗弁（抗弁先行型）

(4) 相殺の抗弁（抗弁後行型）

7. 本訴請求債権を自働債権とし反訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁の可否（抗弁後行型）

4. 反訴請求債権を自働債権とし本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁の可否（抗弁後行型）

(5) その他の論点

・先に請求していた債権の残部をもってする他の債権との相殺の抗弁の可否（抗弁後行型）

4 弁論主義（UNIT9,10）

<定義>

<趣旨>

<内容>

<機能>

(1) 釈明権（149条）

<意義>

<趣旨>

<要件>

<種類>

<違法性>

<法的観点指摘義務の可否>

(2) 裁判上の自白 1 (弁論主義第 2 原則)

<定義>

<効果>

<論点>

- ・「自己に不利益な事実」の意義
- ・「事実」の対象
- ・当事者の自白の撤回可能性

<種類>

- ・擬制自白 (159 条 1 項、170 条 5 項)
- ・権利自白
 - 《肯否》
- ・先行自白

5 訴訟上の和解

<定義>

<趣旨>

<要件>

<手続>

<効果>

<論点>

- ・訴訟上の和解の瑕疵と救済方法
- ・和解契約の解除と訴訟上の和解

以上